

## 令和○年度 弘前市りんご公園自動ドア定期保守点検業務仕様書

### 1 保守の目的

機械各部及び付属機器の点検調整業務により自動扉開閉装置の長期使用と常に支障なく作動させることを目的とする。

### 2 業務期間

令和○年4月1日から令和○年3月31日

### 3 保守の対象物

- (1) 対象物件 弘前市りんご公園内りんごの家
- (2) 機種台数 ナブテスコ製自動扉開閉装置  
DS型 1台 VS型 3台 計4台
- (3) 付属機器 起動センサー、補助センサー、制御器、電源スイッチ、その他自動扉開閉装置。

### 4 保守の方法

- (1) 定期保守 6ヶ月毎に1回(年2回)機械及び付属機器の定期点検調整業務を行う。
- (2) 点検月 8月・2月
- (3) 緊急保守 通報に基づき緊急に機器の保守又は修理を要する場合、技術員(厚生労働省認定一級自動ドア施工技能士に限る)を派遣し、迅速に修理対応するものとする。

### 5 委託料 委託料に含まれる内容は下記のとおりとする。

#### (1) 保守管理委託料

- ①保守管理技術費用
- ②派遣出張に要する費用
- ③点検に必要な消耗材料費
- ④部品交換時の諸経費

※部品交換については、下記のとおりとする。

- ①自動扉開閉装置の部品交換が生じた場合、交換した部品代は発注者が負担する。
- ②交換に要する工賃は無償とする。
- ③VS型装置に関しては、ベルト・プーリー・吊車は受注者の負担とする。

## (2) 特別保守料

以下の事由に基づいて保守業務を行った場合、受注者はその都度必要費用を算定し、4 (1) の保守管理委託料とは別にその費用を発注者が負担する。通常時間外保守業務も同様とする。

- ① 発注者の機器使用上の誤りに起因する修理
- ② 発注者の故意又は過失による機器の破損、機能低下等の障害の修復
- ③ 天災地変、不可抗力、その他受注者の責に帰さない事由による保守業務
- ④ 発注者の都合により行う工事又は模様替えのため、機器の移設あるいは改造等の仕様変更
- ⑤ 緊急時の費用負担については、発注者、受注者双方協議の上決定する。

## 6 保守の業務内容

保守の業務内容は次の通りとする。

- (1) 異常の有無の点検
- (2) 機器の清掃、注油及び一般調整
- (3) 機器の自然損耗部品の修復、調整
- (4) 部品の交換（メーカー純正未使用部品に限る）
- (5) 機器の障害の修復及び分解整備

## 7 保守の点検項目

機器の予防保全のため下記の機械各部の点検調整を実施する。

項目	内容
作動履歴の確認	累計開閉回数、サーマル作動回数、セーフティ発生回数
各種設定の確認	開速度、閉速度、開放タイマー、各種トルク、クッション速度および距離、開閉セーフティ感度
自己診断エラーの確認	コントローラー内部 RAM/ROM/EEPROM エラー、解錠/施錠エラー、NET 通信エラー、NET 送信遅延エラー、NET 受信バッファエラー、無負荷エラー、サーマル作動、エンコーダーエラー、モーターエラー、モーター未接続エラー、セーフティワーニング、過電流、モーター加熱注意、モーター加熱警告、コントローラーモーター電流異常、マイコンクロックエラー、マイコン割込みエラー、マイコンレジスタカウンタ異常、コントローラー内部マイコン機能異常、保護センサー異常、内蔵光電センサー異常
サッシ部点検	無目点検カバーの状態(損傷、締結材緩み)、ガイドレール・振れ止めの状態(変形、損傷、がたつき確認)、ドアの状態(切傷、擦傷などの危険源がない)、ガラスの状態(安全ガラス・飛散防止フィルム貼り、損傷なし)
懸架部点検	ハンガーレールの状態(異音、損傷、締結材緩み)、ドアハンガーの状態(異音、損傷、締結材緩み、踊り止め隙間)、ストッパーの状態(損傷、指挟み防止 25 mm以上)
動力作動部点検	手動開閉時の異音、干渉確認、ドアエンジン締結材緩み、グリース漏れ、防振ゴム損傷状態、駆動・従動プーリーの状態(回転、亀裂・欠け)、電気錠の型式・作動状態・手動解錠(対象機種のみ)、電気錠制御器の型式・接続状態、タイミングベルト(チェーンワイヤー)の状態(ひび割れ、ささくれ、キンク、錆)
制御装置点検	各種設定通りに動作しているか確認(開速度、閉速度、開放タイマー、クッション動作)、制御装置の状態・モーター用制御電圧(11V 以上)、有効開口幅実測・確認
電気回路点検	配線の支持・接続状態及び被覆の亀裂の有無、機器の導通確認(保護接地の確認)、電源電圧の測定(1 回/年)、絶縁抵抗の測定(必要により)

センサー部点検	センサー(起動・併用)検出範囲及び感度、センサー(保護用)検出範囲及び感度・保護領域の静止検知時間、補助センサー作動状況
J I S 対応	安全防護「開」作動(各種安全防護対策実施)、安全防護「閉」作動(各種安全防護対策実施)
その他	ステッカー類の貼付け(①表示・②警告・③戸袋・④型式) オプション機器の状態(バッテリー型式、容量、使用期間等)

## 8 保守時間

保守業務の時間帯は次による

- (1) 通常保守時間・・・原則として日曜日、祝日を除き受注者の就業時間内(AM8:30よりPM5:00)に行うものとする
- (2) 通常外保守時間・・・日曜日、祝日及び夜間等、通常保守時間以外に発注者が指定する保守業務は発注者、受注者双方協議の上決定する

## 9 保守作業

保守作業を実施する場合は次の点を遵守しなければならない

- (1) 受注者は保守技術者を派遣する場合、所定の身分証明書を携帯させ許可を得てから立ち入り、保守作業を実施させるものとする
- (2) 受注者は保守技術者に安全教育を実施し、常に安全作業を遵守させるものとする
- (3) 受注者は保守技術者として厚生労働省認定自動ドア施工技能士に従事させる事とする。
- (4) 部品交換、分解整備は受注者の判断により行う。その場合は予め発注者の承認を得るものとする
- (5) 受注者は保守作業終了後、保守点検報告書を発注者に提出し検印を受けた後提出しなければならない。